

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和2年6月12日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康博

## 2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
藤川正美	藤川正美後援会	令和2年4月25日
石田信昭	石田信昭後援会	令和2年5月12日